

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、高松市一宮土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

令和7年1月31日

香川県知事 池 田 豊 人

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	登島 和一	高松市成合町1333番地2	令和5年11月30日